

## 福生市立図書館基本計画(改定)(案)に関する意見

### 市民意見

実施期間 令和3年1月5日(火)～令和3年1月19日(火)

提出人数 1名 3件

提出方法 持参 1名

	市民意見の概要	意見に対する市の考え方
1	<p>近隣自治体とのネットワークは、今後も続けていただきたい。学校への調べ学習へのサポートでは、時期が似たようなときに重なることも多く、近隣の自治体と協力することで、資料提供がスムーズに行われると思います。大切な資料をどこの図書館も確保するという考え方から、広域で保管し提供するのに十分な量を確保するという考え方が大切だと思う。</p>	<p>近隣自治体とのネットワーク(広域・相互利用)は、市民の利便性向上を目的に今後も継続して実施します。学校への調べ学習のサポートについては、現在市立図書館及び市立学校図書館の蔵書で対応しています。</p>
2	<p>現在中央図書館も含めて4つの図書分館体制になっており、市民の身近なところに図書館があるという環境が整っており嬉しい限りです。ぜひ、維持していただきたいと思います。福生駅西口開発で駅前に分館を作る計画になっていますが、坂を上っていかねばなりません。歩くことを考えるなら(高齢者や車いすの方など)中央体育館または田園児童館に併設する方が利便性は上がると思います。</p>	<p>現在の4館から遠い地域に住む住民に対するサービスの提供については、図書館としても課題のひとつとして捉えています。市民にとって身近で利用しやすい図書館でありつづけるよう、今後も「福生駅西口地区公共施設整備基本計画」や「福生市個別施設計画」など各種計画との整合性を図りながら市民サービスの向上に努めます。</p>
3	<p>図書館資料は相互貸出ができるが、視聴覚資料は相互貸出ができないのはなぜでしょうか。ここは、近隣の自治体とも協議して改善すべきです。これも大切な文化資源ですから、広域で保管提供する体制を望みます。</p>	<p>視聴覚資料については、図書と比べ所蔵数が非常に少なく、盤面への傷や破損等のおそれもあることから、他自治体への貸出利用は難しいため、現在相互貸出の対象とはしていません。広域・相互利用ができる市町村については、各図書館で利用登録をすることで視聴覚資料の利用が可能となっています。</p>

※本計画(案)に対するご意見以外のものは省略させていただいております。